

博士の学位申請に関する手続き及び審査体制・基準等について

1 課程修了による博士の学位

博士課程に所定の期間在学し、当該研究科所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたのち、博士論文の審査及び最終試験に合格した者は、その課程を修了した者とされ、博士の学位が授与されます（大学院学則第 25 条、第 28 条）。

2 博士論文審査体制・方法

(1) 審査体制

- ・博士論文の審査は、研究科委員会の定めた審査委員によってこれを行います。
- ・審査委員は、当該論文に関連ある研究領域の教員 3 名以上とし、主査を 1 名、副査を 2 名以上とします。審査委員には、当該研究科委員会以外の者を含めることがあります。

(2) 審査方法

① 最終試験

博士の学位に関する最終試験は、論文提出者の研究成果を確認する目的をもって、審査委員が博士論文を中心とし、試問の方法によって行います。試問は、口頭により行いますが、筆答試問を併せ行うこともあります。

② 審査期間

博士論文の審査及び最終試験は、当該論文受理後 1 年以内に終了します。

③ 審査結果

博士論文の審査及び最終試験の結果は、研究科委員会の承認を得て決定します。

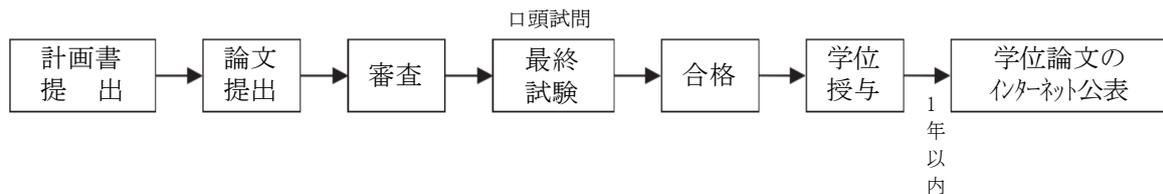
3 博士論文審査基準

[学位論文（博士）審査基準]

学位論文（博士）を評価する際には、次の基準で審査を行います。

- (1) 研究テーマが明確であり、そのテーマに基づいて一貫した論理展開がなされていること。
- (2) 先行研究や関連した研究を適正に調査したうえで、研究目的に適した分析方法が用いられていること。
- (3) 新しい知見や独自の観点があり、高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を備えていることが認められること。

4 学位授与までの主な流れ



5 学位論文提出要件

研究業績である論文が 3 篇以上あることとします。研究業績である論文のうち少なくとも 1 篇は、学術誌（関西大学商学論集を含む）に発表されたものとします。また、外国語学力認定については、博士課程後期課程に入学した時点に遡及して合格したものとします。

6 学位論文の公表

(1) 論文審査の公表

博士の学位が授与された場合は、学位規程第 38 条に基づき、その学位論文の要旨及び論文審査要旨をインターネット（関西大学学術リポジトリ）の利用により公表します。

(2) 学位論文の公表

博士の学位論文は、学位規程第 39 条に基づき、学位を授与されてから 1 年以内にインターネット（関西大学学術リポジトリ）の利用により公表しなければなりません。

※公表の手続きの詳細は、インフォメーションシステムの「申請・アンケート」へ掲出していますので、確認してください。